

水素社会実現に向けた取組の推進に関する提言

近畿ブロック知事会

令和8年8月

水素社会実現に向けた取組の推進に関する提言

環境負荷が少なく、エネルギー供給源の多様化や産業振興にも寄与し得る水素は、新たなエネルギーの選択肢として期待されている。

令和5年6月に、国の「水素基本戦略」が改定され、水素供給拡大へ官民で15兆円の投資や、2040年の水素導入目標を現在の約6倍に当たる年1,200万トン程度へ引き上げることなどが盛り込まれたところである。また、令和6年5月に「水素社会推進法」が成立し、水素サプライチェーンの構築に向けた支援制度が導入されるなど、国家戦略として、官民一丸となった取組が推進されている。さらに、国は令和7年11月に成長戦略分野として「資源・エネルギー安全保障・GX」を位置づけ、官民投資ロードマップの策定において水素等の導入拡大と需要創出に向けた官民投資内容の具体化に向けた取組が進められている。

水素の安定的かつ安価な供給に向けて、効率的なサプライチェーンの構築と大規模な需要創出が必要である。そのための足元の取組として重要なのが、燃料電池自動車及び水素ステーションの普及の加速である。依然として、燃料電池自動車や燃料電池商用車の導入費や水素ステーションの整備・運営費など負担の大きさが普及の壁となっていることから、支援制度の拡充や各種規制の緩和等が求められる。

加えて、海外からの輸入による調達及び国内におけるグリーン水素製造等のプロジェクトや、水素需要の大幅な拡大に繋がる水素発電や大型モビリティに関する技術開発など、水素の低コスト化につながる取組を一層強化することが求められる。

以上を踏まえ、水素社会の実現を目指し、次のとおり提言する。

1 燃料電池自動車、水素ステーションなど水素需要の拡大に向けた支援の拡充

- (1) 燃料電池自動車は、同車格のハイブリッド車と比べて2百万円程高価格となっており、さらなる普及に向け、価格差を補填する購入補助を拡充すること。
- (2) 燃料電池自動車をはじめとする水素モビリティは、燃料コストが既存燃料より高いため、既存燃料との価格差を補う支援を行うこと。
- (3) 燃料電池バスは車両価格が約1億円、燃料電池大型トラックは約1億7,000万円、小型トラックは約4,000万円と高額であることに加えて、トラックはメンテナンス費用等も必要であり、導入費は更に高額となる。燃料電池フォークリフト等も含め、さらなる普及に向け、補助率を拡充すること。特に、重点地域の中核地方公共団体に対しては、ステーションに係る補助に加え、車両導入に対する集中的な支援を行うこと。

- (4) 中規模水素ステーションは、整備費が約 4.5 億円、運営費が年間約 30 百万円と高コストであり、大規模ステーションは更に高額となることから整備促進に向け、補助率及び補助金限度額を拡充すること。
- (5) 中小規模水素ステーション(水素供給能力 300Nm³/h 未満)の補助率が全国一律に 2/3 から 1/2 に縮減されたが、これらの水素ステーションは、塊の需要を創出できない地方において燃料電池自動車のインフラ施設として不可欠であるため、補助率を 2/3 に戻すこと。
- (6) 水素ステーション整備を加速させるため、第一回目の重点地域「中核地方公共団体」に対してより一層の支援を行うとともに、さらなる水素需要の創出のため、近畿圏から複数の「中核地方公共団体」・「準中核地方公共団体」を選定するなど、全国的に追加的な支援策の適用対象地域を拡大すること。
- (7) 水素需要のさらなる拡大を図るため、トラックやバスなど長距離輸送を可能とする水素モビリティの実用化・商用化に向けた技術開発及び車両導入後のメンテナンス等サポート体制の構築を支援するとともに、電化が困難な熱利用設備（バーナー、ボイラー等）の水素利用への転換を促すための技術開発・導入に対する支援を行うこと。特に、「水素大動脈構想」をはじめとした自治体と産業界が連携する取組に対して重点的に支援すること。

2 規制緩和等の推進

- (1) 水素ステーションのコスト低減を図るため、安全性を検証した上で、高強度で安価な汎用材料の使用を可能とするなど、規制の見直しを着実に進めること。
- (2) 水素製造設備等に関する技術基準を欧州や米国など海外の規格と整合させるなど、必要な法整備や規制緩和を講じること。

3 水素受入基地や水素発電所、水素製造施設の整備等に対する支援

- (1) 水素サプライチェーンを構築するため、液化水素やMCH、アンモニアといった運搬形態に対応した水素の受入基地（荷役機械、パイプライン、貯蔵タンク等）や岸壁・航路等の整備の支援を行うこと。
- (2) 水素発電所の整備を促進するため、既存発電所設備の改良等に要する費用の支援を行うこと。

- (3) ガスタービン発電における高効率の燃焼器の開発など、水素発電技術のさらなる向上に向けた支援を行うこと。
- (4) 再生可能エネルギーから製造したグリーン水素を地域で利活用できるように、水素製造施設の整備等に要する費用に対してさらなる支援を行うこと。
- (5) 水素等と既存燃料（LNG や石炭等）との価格差支援策を講じるとともに、**2030** 年以降に供給事業開始となるいわゆるセカンドムーバー以降のサプライチェーン構築に対する支援施策も明確化し、**2040** 年の水素導入目標達成の道筋を明らかにすること。

令和 8 年 8 月

近畿ブロック知事会

福井県知事	石	田	嵩	人
三重県知事	一	見	勝	之
滋賀県知事	三	日	大	造
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	齋	藤	元	彦
奈良県知事	山	下		真
和歌山県知事	宮	崎		泉
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	後	藤	田	正 純